

練馬区告示第 **534** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により特別区道路線をつぎのように認定し、同法第18条第1項の規定によりその区域を決定し、同条第2項の規定により供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年10月13日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

練馬区長 吉 田 健 一

路 線 名	区 間	起 点 終 点	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	面 積 (平方メートル)
① 41-417	練馬区	旭 町 一 丁目 612 番 128 地先 から 練馬区 旭 町 一 丁目 612 番 144 地先 まで	6.00	114.55	696.82
② 41-417-1	練馬区	旭 町 一 丁目 612 番 128 地先 から 練馬区 旭 町 一 丁目 612 番 124 地先 まで	5.00	18.63	97.75
③ 41-418	練馬区	旭 町 一 丁目 612 番 135 地先 から 練馬区 旭 町 一 丁目 612 番 121 地先 まで	5.00	99.98	513.57

特別区道路線認定図

旭 町 一 丁 目 地内

縮 尺 1, 0 0 0 分の 1

—— 特別区道および区有通路

—— 新認定道路



和光市白子一丁目

